

新型コロナウイルスの影響による減免制度あります。 詳しくは、お住いの自治体が組合へご相談ください。

《介護保険料》 65歳以上が対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減った場合など、一定の基準を満たした方は、介護保険料が減免される場合があります。

（例）事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である場合。

前年合計所得	減免割合
200万円以下	10分の10
200万円超	10分の8

《後期高齢者医療保険》

75歳以上が対象

ア) 世帯の主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること。

イ) 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

ウ) 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること。
ア～ウの全てのことに該当する必要があります。

《市町村国保》

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合など一定の基準を満たした方は、国民健康保険料が減免される場合があります。（1）～（3）すべてに該当する必要があります。

（1）事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

（2）主たる生計維持者の所得金額の合計額が1000万円以下であること。

（3）減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の主たる生計維持者の前年所得の合計額が400万円以下であること。

前年合計所得	減免割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4

神奈川土建厚木支部

電話：046 (242) 3992



土建 厚木

検索